



みなさんの『まちづくり』を応援します!!

令和6年度 宮城野区

上限
50万円

まちづくり活動助成事業

募集要項

◇「まちづくり活動助成事業」とは？

地域における市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、自主的・自発的にまちづくりに取り組む市民団体の活動に助成金を交付する事業です。助成は3回まで受けることができます（年度ごとに申請・審査が必要）。皆さんのまちづくり活動が、地域に根差した継続的で自立した事業へと発展するよう支援します。

◆◇選考により上限50万円の助成金を交付します◇◆

受付期間 令和6年1月22日(月)

～2月22日(木)

午前8時30分～午後5時 ※土・日・祝日除く

申込方法 申込書(別紙)に必要事項をご記入の上、下記窓口まで

直接ご提出ください。※会員名簿等添付書類が必要です

令和5年度助成対象事業 実績報告会

日時 令和6年2月5日(月) 午後6時30分～午後8時

会場 宮城野区役所 4階 第2・3会議室

今年度の助成団体による活動報告を
ご覧いただけます♪

ご希望の方は、1月31日まで下記の＜お申込み先・お問い合わせ先＞まで、ご連絡ください。

＜お申込み・お問い合わせ＞

宮城野区まちづくり推進課 地域活動係(宮城野区役所4階)

〒983-8601 仙台市宮城野区五輪2丁目12-35

TEL:291-2111(内線6138) FAX:291-2371

応募資格

助成金の交付対象団体は、次の要件をすべて満たしている必要があります(応募は1団体につき1事業です)。

- ① 宮城野区内に活動拠点を有する団体であること
- ② 団体の構成員の概ね半数以上が区内にお住まいか通勤・通学者であること
- ③ 政治、宗教または営利を目的とする団体でないこと
- ④ 法人の市民税及び事業所税に関する申告(当該申告の義務を有するものに限る。)を行い、かつ本市の市税を滞納していないこと。
- ⑤ 暴力団等と関係を有していないこと

助成の対象となる活動

※事業の期間は、令和6年4月から令和7年3月末までとなります。

市民自らの創意工夫により自主的・自発的に取り組むまちづくり活動で、次のいずれかに該当すること。

- ① 地域の課題の解決を図るもの
- ② 地域コミュニティの活性化を図るもの
- ③ 地域や区の特徴をいかし、その魅力を高めるもの

たとえば...

- ・住民が集い、参加できるイベントの企画・運営
- ・地域住民を対象にした健康講座等の企画・運営
- ・地域の記事を載せた情報紙の発行

ただし、次のいずれかに該当する活動は対象になりません。

- × 令和6年度に仙台市や仙台市の関係団体が実施する他の助成制度等の補助を受けるもの
- × 町内会等の祭りや運動会等で新規性のないもの
- × 特定の政治活動や宗教活動または営利を目的としたもの
- × 事業費をこの助成金のみで賄おうとするもの
- × 既に3回、この助成金を受けたことがあるもの
- × その他、助成対象事業とすることが適当でないと認められるもの

助成金額と対象経費・対象外経費

活動費の一部として、1事業あたり50万円を限度に助成します。

＜助成対象経費＞

- 企画会議・シンポジウム・ワークショップ等の開催に要する経費
- 調査に関する経費
- 講習会・研修会等の講師招聘に要する経費
- 資料・ポスター・パンフレット等の印刷に要する経費

＜対象とならない経費＞

- × 事務所等の維持経費 … 事務所等の賃借料、コピー機のリース料、電話代、光熱水費など
- × 視察・研修等への参加に要する経費 … 旅費、土産代、参加者負担金、受講料など
- × 団体の構成員に対する人件費・謝礼 … 団体のメンバーに対する賃金や謝礼など
- × 団体の構成員による会合の飲食費 … 団体内部の会議等の昼食代、弁当代、茶菓代など
※ただし、団体の構成員以外が入る会合の場合は、必要最低限の範囲で対象とする。
- × 備品の購入費 … 机・椅子・キャビネット・電話・パソコン等の備品のほか購入価格が2万円以上の物品
- × その他助成対象とすることが適当でないと判断される経費

* 助成対象事業および助成金額は、評価委員会で活動企画の内容・予算等を検討・評価した上で決定します。

* 助成申込金額から減額される場合もあります。

■応募受付期間・窓口

受付期間：令和6年1月22日(月)～2月22日(木)（土曜・日曜・祝日を除く）

受付時間：午前8時30分～午後5時（※受付時間内にご来庁できない方はお電話でご相談ください）

受付窓口：宮城野区役所4階 まちづくり推進課 地域活動係（メールやFAXでの応募は原則不可）

提出書類：①申込書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④会員名簿 ⑤役員名簿 ⑥規約・会則等

※提出書類の①、②、③は宮城野区ホームページからダウンロードすることができます。

令和6年度宮城野区まちづくり活動助成事業 募集ページはこちら⇒



■応募団体による事業計画説明会(プレゼンテーション)

応募された団体は、次の日程で開催する事業計画説明会において、「宮城野区区民協働まちづくり事業評価委員会」に事業計画の説明（プレゼンテーション）をしていただき、質問にお答えいただきます。

日時：令和6年3月8日(金) 午後6時30分～午後8時30分（終了見込）

会場：宮城野区中央市民センター 2階 第1会議室

※事業計画説明会には必ず出席してください。 詳細は別途応募団体あてにお知らせします。

※事業計画説明会は公開で開催します。申込書等（会員名簿等の個人情報を除く）については、資料として参加者に配布します。

※令和6年度予算成立を前提に、助成対象事業の決定は3月中に行いますが、助成金の交付手続きは4月以降、予算の範囲内で行います。

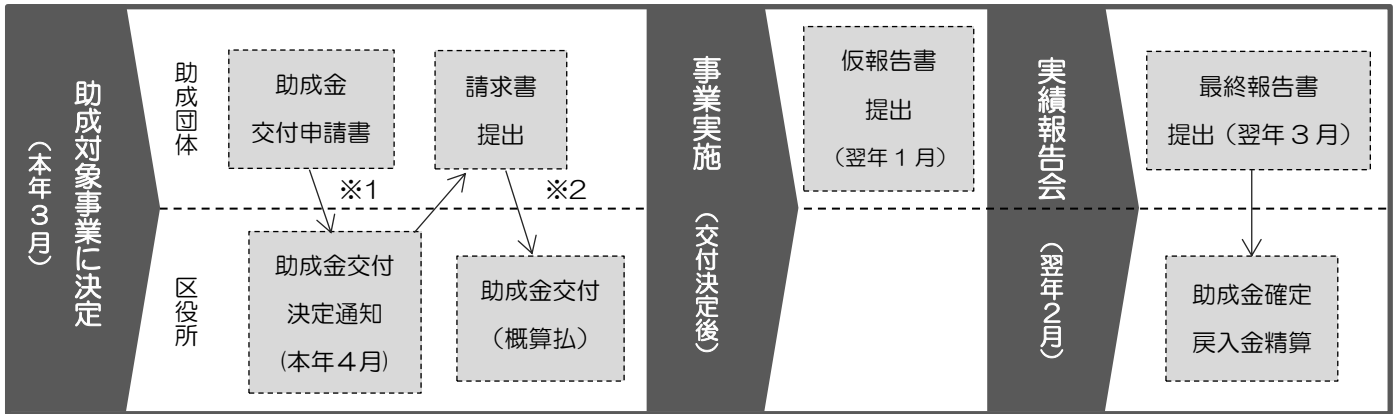
■選考基準 ※評価の際、①・④（継続申請事業は⑥・⑦も）が特に重要視されます。

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| ① 企画趣旨 | 公益性があり、まちづくりにおける効果が高いこと |
| ② 事業企画の独創性 | 企画が新鮮で新しい視点から提案がなされていること（新規申請事業の場合） |
| ③ 団体の適正度 | 自発的に活動し、熱意が感じられること |
| ④ 事業計画の実現性 | 企画内容および実施体制が十分に検討され、実現性が高いこと |
| ⑤ 助成の効果 | 活動を発展させるために助成の効果が高いこと |
| ⑥ 事業の発展性 | 自立的発展の可能性が高いこと（自己資金や将来展望の有無） |
| ⑦ 継続の必要性 | 継続して活動することの必要性が高いこと（継続申請事業の場合） |



事業計画説明会（令和5年3月開催）の様子

■助成決定後の流れ * () 内の日程は目安です。



- ※ 1. 原則、事業開始の1か月前までに提出（助成金交付決定日以降に発生した経費が助成対象）。
 ※ 2. 交付決定の通知日から30日以内に提出

■その他

- ◆広報誌や掲示物には、「令和6年度宮城野区まちづくり活動助成事業」と明記していただきます。
- ◆事業内容の変更または廃止については、事前にその旨を区役所へ届け出なければなりません。
- ◆助成金は事業開始時に概算額で交付し、事業終了後、報告書等をもとに助成金額を確定して、残った助成金についてはお戻しいたします。なお、事業が計画どおりに実施されていない場合（中止や縮小等）など、報告内容によっては助成金の一部・全額をお戻しいただく場合があります。

◀ 令和5年度助成対象事業 ▶

事業名 団体名	活動内容
ケアブレンドカフェミヤギノ 特定非営利活動法人ケアブレンド	地域コミュニティの創出として多職種多世代多国籍での集いを開催する。
デイハウス デイハウス運営委員会	地域住民の生活の質を維持または向上させるため、介護・健康の講話や介護予防トレーニングを開催する。
市バスに乗って行こう—新浜の貞山運河小屋めぐり 貞山運河倶楽部	「新浜みんなの家」を拠点に、若いアーティストの視点による地域の魅力を聞きながら、新浜の集落から貞山運河までを巡るガイドツアーを実施する。
若者による緑化まちづくり活動 『Green up Field みやぎの』 東北福祉大学地域創生推進センター	榴岡公園を中心に植物や歴史文化を未来に引き継ぐために、NTT 東日本との協力により、matter port（空間データプラットフォーム）を利用したまち全体のバーチャル空間を作成する。
親子にやさしいまちづくり～親子の育ちあい事業～ KOSODATEOUENKAI	親自身が子どもとの課題やストレスに対し、罰等に頼らず解決できる子育て（ポジティブ・ディシプリン）を導入したプログラムを開催する。

申し込みのポイントなど ご相談いただけます！

【仙台市市民活動サポートセンター】

仙台市青葉区一番町4丁目1-3 TEL:022-212-3010 FAX:022-268-4042

開館時間 午前9時～午後10時(月～土)、午前9時～午後6時(日・祝日)

休館日 毎月第2・第4水曜日、年末年始

※休館日が祝日にあたる場合は、翌日木曜日が休館日となります。

